

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：フィリピン国ダルトンパス東代替道路建設事業準備調査【有償勘定技術支援】

案件番号：19a00253

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年7月24日

独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年7月24日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国ダルトンパス東代替道路建設事業準備調査【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年9月～2020年8月

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【調達部契約第一課 榎田容子：[Makita.Yoko.2@jica.go.jp](mailto:Makita.Yoko.2@jica.go.jp)】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5. 競争参加資格

## (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めま

す。

1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格

2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年8月7日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年8月16日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部  
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

## (2) 評価方法

### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

#### 技術評価の基準

| 当該項目の評価  | 評価点    |
|--|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。                                  | 90%以上  |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。   | 80～90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。                                       | 70～80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。                             | 60～70% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。      | 40～60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 | 40%以下  |

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。  
(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年8月28日(水) 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109/110会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2019年9月4日(水)までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点(該当する場合)

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書(プロポーザル内容反映案)

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識(イメージ)を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業



務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

## 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

## 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

## (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

## (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先



次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 第1条 事業の背景

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）において、道路交通は最大の輸送手段であり、貨物輸送の約5割を担っている。特に、円借款により1979年に完成したフィリピンを縦断する日比友好道路（約2,100km）のうち、ダルトンパスと呼ばれるルソン島中北部の区間（約60km）は、米の生産量が国内第二位であるルソン島北部のカガヤン溪谷とマニラ首都圏を直接結ぶ唯一の幹線道路であり、マニラ首都圏への交通・物流の要である。一方、ダルトンパスは自然災害に脆弱であり、1990年のバギオ地震により約半年間通行止めとなったことをはじめ、台風等により度々斜面崩壊や通行止めが発生している。さらに、ダルトンパスは急勾配及び急カーブにより車両が十分な走行速度を確保できない状況にあり、ルソン島中北部とマニラ首都圏間のアクセス改善のため、災害に強く走行性に優れた代替道路を建設する必要性が高まっている。

かかる状況に対して、フィリピン政府は、「フィリピン開発計画（2017～2022年）」において、全国交通網の拡大・強化により物流や人の移動、サービスへのアクセスを改善する方針を打ち出している。ルソン島中北部とマニラ首都圏間のアクセス改善を目的としたダルトンパス東代替道路建設事業（以下「本事業」という。）は、本開発計画に合致しており、フィリピン政府の開発政策においても優先事業として掲げている。

本調査は、本事業にかかる既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国固有資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集を行うことを目的として実施するものである。

### 第2条 事業の概要

#### （1）事業名

ダルトンパス東代替道路建設事業

#### （2）事業目的

本事業は、ルソン島中北部において同地域及びマニラ首都圏を直接結ぶ主要幹線道路であるダルトンパスのバイパス道路を整備することにより、道路インフラ及び走行性の改善を図り、もって同地域の連結性強化及び経済活性化に寄与するもの。

#### （3）事業概要

マニラ首都圏とルソン島中北部を結ぶ幹線道路・ダルトンパスの東側にバイパス道路を建設するもの（2車線（片側1車線×2）、延長約50km程度、1～5km程度の山岳トンネルを含む。）。

##### 1）土木工事

- ・道路トンネル工事（アクセス道路を含む）
- ・道路建設工事（橋梁を含む）

##### 2）道路施設工事

- ・道路施設工事（トンネル照明、トンネル換気、トンネル非常用設備等）

##### 3）コンサルティング・サービス

- ・詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等（ショート・リスト方式）

(4) 対象地域

ルソン島中北部

(5) 関係官庁・機関

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways : DPWH)

地方自治体 (Local Government Unit : LGU)

国家経済開発庁 (National Economic Development Authority : NEDA)

国家先住民族委員会 (National Commission on Indigenous People : NCIP)

第3条 業務の目的

本事業について、既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。また、本事業は、本邦技術活用条件 (Special Terms for Economic Partnership。以下、「STEP」という。) の適用が想定されていることから、本邦技術の優位性に係る背景・理由・根拠などについて、競合国の道路・トンネル技術と比較しつつ整理する。

第4条 業務の範囲

本調査は、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分発注者と協議し、承諾を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が当国関係機関への一方的な提案とならないよう、当国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるに留意し、当国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) 発注者への事前説明・確認

本業務の成果 (協議資料等の中間的な成果を含む。) について当国政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承諾を得るものとする。

(3) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、発注者から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) トンネル、橋梁及び道路の技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 環境社会配慮

また、その他審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

#### (4) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業は、本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定としている。トンネル、橋梁を含むアクセス道路形式の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、当国政府のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討する。また、本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告・承諾を得るとともに、適用を提案する本邦技術について当国関係機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の参入促進にあたっては、各関係企業の受注実態に留意しつつ競争性確保を図れるように検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性についてもプロポーザルで提案する。発注者の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の発注者のウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

#### (5) トンネル建設に係る検討

本調査においては、地形・地質調査を実施した上で山岳トンネル建設に係る事業費を積算するが、トンネル工事の性質に鑑み、種々のリスク要因を整理し、上振れ見込み額の検討を行う。併せて、種々の施工リスク要因については、日本国内や海外の事例を情報収集し、整理する。また、これらの点に留意して、契約問題を発生させない工事内容となるよう、日本国内での山岳トンネルの施工監理方法を整理し、フィリピン側へ説明できるようにする。

また、概略設計に当たっては、フィリピンの交通事情や現地の車両性能、本格的な山岳トンネルに関してフィリピン側に十分な維持管理経験がないこと等を踏まえ、トンネルの運営・維持管理方法や走行安全性の確保を十分に考慮する。交差条件（他道路との近接施工の有無等）、施工用道路、工事用水・工事用電源、掘削土砂の扱い、重金属の溶出、湧水、施工時の工区分け、建設機材の確保などの施工条件、及び、希少生物等の周辺環境などにも留意する。

さらに、本事業で建設するトンネルの維持管理に関しては、工事期間中から運営管理の準備を進めるように計画する。

#### (6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトに該当し、且つ先住民族のための対策を要するプロジェクトとして環境カテゴリAに分類されている。本調査における環境社会配慮の調査範囲は、道路本線のみならず土捨て場、工事用ヤード、工事用道路、トンネル制御施設等の関連インフラも含まれる。住民移転数の規模については、道路線形が確定しない現段階において具体的な数は把握されていないが、対象地域近傍には家屋や土地利用が見られ、数百世帯以上の規模の住民移転が発生することが予想されている。加えて、事業対象地域は先住民の居住地域であることから、フィリピン国の先住民族権法に規定された手続きに則り、協力準備調査、詳細設計実施時は先住民へ十分配慮して調査を実施する。並びにDPWHが国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous People、以下「NCIP」という。）と連携をとり、社会開発プログラム含む先住民族計画を作成し、事業対象地域における先住民に対して計画説明及び合意を得ることが出来るよう、先住民計画の立案、発注者を含む関連機関との協議、合意取り付けに係る手続などを支援する。さらに、本事業対象地域は保護区内の可能性がある。保護区を通過しない線形案の検討が必要になるが、通過を回避できない場合は、「環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集」記載の例外的に保護区内で事業を実施する場合の条件の確認が必要になる。森林利用、動植物関連保護等に係る認可の取得が必要な場合、調査計画の立案に当たっては、これら実施プロセスにも十分に留意する。加えて、必要に応じて、自然環境状況の確認のため事業地の歴史的・考古学的な遺跡や史跡の有無等についても調査を行う。

また、本事業については、JICA環境ガイドライン（2010年4月）に加えて、フィリピン国の環境影響評価制度であるDAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS) 及び最新の環境天然資源省 (DENR) のガイドラインに基づき、Environmental Impact Statement (EIS) の作成及び環境影響評価 (Environmental Impact Assessment、以下、EIAという。) の実施が必要となる。

#### (7) ジェンダーへの配慮

他ドナー及び発注者のトンネル・橋梁整備にかかる関連事例も参照の上、非熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、工事実施における女性労働者用ファシリティへの配慮、同一賃金の徹底等のジェンダー視点に立った活動の要否について調査し、実施機関と実施可能性について協議する。調査の実施に際しては、支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

具体的な検討に際してのステップは、以下の通りである。

- 1) 事業の枠組みの中で、ジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

なお、本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

#### (8) 関連調査・計画

事業の背景・必要性についての確認・整理にあたっては、当国政府の道路・橋梁

整備計画、国家運輸計画等を参考にする。

#### (9) 先行調査の設計・積算結果のレビュー

本調査結果は、先行調査の設計・積算結果と比較されることが予想されるため、設計・積算のレビューの際には、前提条件、設計対象、積算の精度等について、DPWHをはじめとするフィリピン関係機関が先行調査結果と比較検討できるように準備を行う。また、コスト積算については類似事業における単価比較に基づき説明を求められる可能性があるため、DPWH及び発注者が実施中もしくは計画中の類似事業の単価を確認し、比較・整理する。

#### (10) 有識者からの意見聴取

本調査では、発注者は必要に応じトンネル事業実施に係る外部有識者等の助言・意見を聴取する。受注者は発注者の求めに応じて、資料作成を行い、調査結果について説明・報告する。また、外部有識者等からの意見を踏まえ、発注者の指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行う。

#### (11) 業務の実施体制

本調査の関係機関はDPWH、地方自治体、国家経済開発庁、国家先住民族委員会など、多岐にわたることから、必要に応じて実施機関であるDPWHが、ワーキンググループおよびステアリングコミッティ等を設置し、フィリピン国内の円滑な調整を図ることを予定している。特に全体事業費を含む事業計画については、当国においては、NEDA理事会等の承認を得た上で決定されることから、本調査を通じて必要資料の作成等の側面支援を行う。

#### (12) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

#### (13) 施工時の安全対策について

借入国の施工時の安全対策に関する法律・基準を確認し、情報収集を行うとともに、当国政府への理解促進を図る。

また、本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に当国側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### (14) 建設におけるInformation and Communication Technology (ICT) 技術の活用



建設分野における生産性向上の観点から、建設におけるICT技術の活用が期待される。本調査では、調査設計段階からの3次元モデル導入による業務効率化・工期短縮・品質向上・安全性向上を目的としたConstruction Information Modeling / Management (CIM) の導入を検討する<sup>1</sup>。

## 第6条 業務の内容

### 6.1 背景・現況の確認

#### (1) 事業の背景・必要性の確認・整理

本事業に関する基礎情報は、複数の先行調査にて収集・確認がなされていることから、先行調査の報告書など既存資料をもとに以下の項目を確認する。

- 1) ルソン島中北部における道路セクターの現状と課題
- 2) 事業対象地域の経済・社会状況
- 3) 道路セクターの上位計画・関連計画との整合性
- 4) ルソン島中北部の開発計画、土地利用計画、近郊地域の道路開発計画
- 5) 産業立地、物流産業、観光産業の状況
- 6) 本事業の要請の経緯・内容・事業実施の必要性
- 7) 道路セクターにおける他ドナーや国際機関の協力実績・予定
- 8) 本事業の実施により想定される産業振興・経済活性化の可能性
- 9) 山岳道路トンネルにかかる技術基準・法整備状況およびフィリピンにおける有料道路維持管理能力

#### (2) 事業対象地域の現況踏査

##### 1) 現道ダルトンパスの確認・整理

現道ダルトンパスの基礎情報（車線数、幅員、交通量、大型車混入率、最小曲線半径、最大勾配、利用状況などを含む。）、現道の死亡事故含む交通事故数、自然災害数、通行止め・のり面崩壊など災害に対する脆弱性、代替路の現状など、現道ダルトンパスの現況を整理し、課題の抽出を行う。

##### 2) 事業対象地域の道路・橋梁の整備状況

本事業の周辺地域の道路・橋梁の整備状況を調査する。特に事業の前後区間の道路・橋梁の整備状況については、詳細に調査する。

##### 3) 事業対象地域の道路・橋梁の維持管理状況

本事業の周辺地域の道路・橋梁の維持管理状況を調査する。道路施設の維持管理状況だけではなく、過積載の取締り状況等の関連措置を含めて調査する。

##### 4) 事業対象地域の関連インフラの整備状況

本事業の周辺地域での空港、港湾、鉄道、バス、物流ターミナル等の関連交通インフラの整備状況を調査する。

##### 5) 周辺地域の経済・社会・環境の状況

周辺地域の経済、産業、生活水準、自然環境、工業団地・都市住宅等の開発計画を調査する。加えて、現道ダルトンパス周辺の観光地（イムガンの滝、アラカン/カッピサの洞窟）やコミュニティ状況調査を行い、本事業により影響を受ける可能性がある地域の状況を整理する。

##### 6) 道路計画上のコントロールポイントとなり得る施設、構造・利用状況等

<sup>1</sup> 本業務指示書にて明記する項目に関し、効果的なCIMの活用をプロポーザルにて提案してください。

### (3) 先行調査結果レビュー

1) 先行調査にて提案された本事業の内容に関し、以下の観点から関連資料を整理・分析する。

- ① フィリピン国における道路計画・公共交通計画等との整合性
- ② フィリピンにおけるトンネルの設計基準及び設計条件（トンネルの安全施設、掘削土砂の取り扱い、土捨て場等）、施工上の条件（掘削時利用の用水・電力の確保、トンネル内の労働安全衛生基準等）
- ③ 優位性が見られる本邦技術・工法
- ④ 交通需要予測の妥当性
- ⑤ 複数路線案及び最有力路線案（土地利用計画との整合性を含む。）
- ⑥ 計画・構想中の他の道路との交差方法・接続方法（中部ルソン接続高速道路含む。）
- ⑦ トンネルを含む道路規格・概略設計（平面及び縦断線形・車線数・幅員などを含む。）、並びにトンネル設備などの妥当性
- ⑧ 単価、数量等の事業費積算の前提条件
- ⑨ 環境社会配慮調査結果（特に予備的なスコーピング結果の妥当性）
- ⑩ 事業対象地域の先住民に係る基礎情報、並びに社会開発プログラムの整理
- ⑪ 事業実施に係るフィリピン関連法令（森林使用許可、野生動物保護等）

2) 上記レビューを踏まえて、先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、フィリピン政府側にて検討・調整が必要な事項、現地ですらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップする。

3) 前述の1)及び2)を踏まえ、詳細な調査内容及び工程を検討する。当該検討に際しては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行うとともに、協議に基づき、7.2以降の業務の対象路線を確定する。

### (4) インセプション・レポートの作成・協議

1) 当国政府からの要請関連資料、既存調査結果、及び上記(1)～(3)の検討内容に基づき、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。

2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に確認・承諾を得る。

3) 現地調査の冒頭に、在フィリピン共和国日本国大使館及び発注者のフィリピン事務所にインセプション・レポートを説明する。DPWHや関連地方自治体（Local Government Units）等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

## 6.2 概略設計の実施と事業効果の確認

### (1) 自然条件調査<sup>2</sup>

---

<sup>2</sup> 自然条件調査については、契約締結時点で、その項目・数量を確定することが困難だと考えますので、見積金額の積算に当たっては、自然条件調査にかかる現地再委託経費（又は一部特殊備人費）は定額で計上してください。プロポーザル作成の段階で、必要と思われる自然条件調査の項目・数量を提案してください。契約交渉において項目内容及び数量を確認し、暫定的な調査項目・数量として契約書で合意します。調査の進捗に伴う自然条件調査の項目・数量の変更は、必要に応じ打合簿で確認し、定額計上した現地再委託経費等が不足する場合は、契約変更を含め、発

路線計画を策定するため、以下に示す自然条件調査を行う。基本的に既存のデータを活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査
- 2) 自然災害調査
- 3) 水理・水文調査
- 4) 地形測量

対象：サンホセ～アリタオ間の調査対象区間

- ・ 基準点測量
- ・ 水準測量
- ・ トラバース測量
- ・ 航空測量（航空レーザ測量）
- ・ 河川測量（橋梁建設地点のみ）

- 5) 地質調査

対象：トンネル建設箇所、橋梁建設箇所

- ・ ボーリング調査（縦断、横断、水平）
- ・ 現場・室内試験
- ・ 弾性波探査

## (2) 交通量調査及び将来交通需要予測

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測および事後評価に必要となる運用効果指標等の基礎データとするために、既存の交通データを収集し、交通量調査を実施する。その場合は、現地再委託にて交通量調査を実施することを認める。

また、7. 1の確認結果をもとに、本事業の将来交通需要に影響を与える以下の項目、及び当該交通量調査結果を踏まえ、本事業に係る将来交通量を予測する。なお、現時点において本事業は有料道路とする予定はないが、参考ケースとして有料道路とした場合の将来交通需要も合わせて予測する。

- ア 対象地域の土地開発計画（含む住宅地域、工業地域等）
- イ 他交通モードの開発計画
- ウ 社会経済フレームワーク
- エ 料金設定
- オ 計画年次の設定

## (3) 事業実施計画の策定

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- 1) 事業の目的
- 2) 対象事業の内容
- 3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について、計画する（コンサルタントTOR（案）の作成を含む）。

#### (4) 概略設計

本事業で策定されている路線計画において、収集した自然条件調査、交通量調査及び将来交通量の予測結果を十分考慮した上で、以下の概略設計を行う。なお、各項目の詳細については、トンネル及び橋梁の形式については複数の代替案を施工性、維持管理、経済性等の観点から比較検討した上で、当該事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承諾を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、設計にあたっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月版)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。また、減災対策についても考慮する。

なお、概略設計においては、3次元モデルを含むCIMの活用の具体的な内容について提案する。

##### 1) 道路の線形設計

- ・道路平面設計(縮尺1/1000)
- ・道路縦横断設計(20mピッチ)

なお、トンネル施工に伴う掘削土砂の活用に留意し、土捨て場、施工機材バックヤード、施工用道路の設置個所に留意する。

##### 2) 道路の構造設計

- ・舗装設計
- ・橋梁設計
- ・道路・斜面施設設計
- ・インターチェンジ・ランプの設計
- ・その他小構造物の設計(斜面施設、排水施設等)

##### 3) 道路トンネルの設計

- ・トンネル設計基準(案)の作成
- ・トンネル断面設計
- ・地山分類
- ・地山分類に応じた支保構造の計画
- ・坑門設計
- ・トンネル換気設計
- ・その他トンネル付属施設の設計

##### 4) 電気設備・保守設備・防災設備の計画

事業完成後、将来交通量を考慮し、安全性に配慮した設備計画を検討する。また、供用時、将来の運用計画を満足するための配電計画、消火栓配置、用水確保等を検討する。

##### 5) 完成予想図(CIMを活用したCG等)

3次元モデルを含むCIMを活用する等して、完成予想図を複数箇所作成する。

#### (5) 事業実施スケジュールの策定

##### 1) 施工計画(仮設を含む)

掘削・建設工法、施工手順、給電・排水・換気等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法及び円滑な施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定には、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出及び処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道は未舗装で狭隘あることから、工事用道路としての使用可能性にも配慮して、周辺既存道路の改修計画も考慮する。

## 2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係るフィリピン国内法令を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の道路交通への負荷を配慮した交通管理計画を提案する。

## 3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

## 4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国での調達可能性を整理する。

## 5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（維持管理段階での部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

## 6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。なお、トンネルについては片押し、両押しなど、施工方法によって工期が大きく変わることが想定されることから、パッケージ分けを考慮の上で複数案検討する。また、施工にあたって重要な項目及び先住民族計画を含む環境社会配慮や森林使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。さらに、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場等、工事用地や施工に必要な工事用道路構築についても提案する。

## (6) 本邦技術の活用可能性の検討

### 1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、耐震性など）を整理する。

### 2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

また、有料道路となった場合も想定して、料金收受システム等の本邦技術の活用可能性についても検討する。

### 3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

### 4) 本邦調達比率の算定

本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

## (7) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せずに別資料とする。別資料には、先行調査結果との比較検討ができるよう、前提条件、設計対象、積算の精度について示すと同時に、フィリピン国内で実施中もしくは計画中の類似事業の単価の確認を行う。また、利用する単価の設定根

拠がわかるよう示す。

事業費積算においては、トンネルの技能者や特殊な機械について、フィリピン国内で調達可能かを確認し、難しければ日本又は第三国からの調達を前提にして積算を行う。また、諸経費等は率・内容を精査の上、積み上げ積算が必要な項目があれば、適切に見積りを取得して積算を行う。更にジェットファン等の設備を本邦調達する場合は点検・補修等のメーカーのアフターサービス体制も含めて検討する。

- ア. 本体事業費
- イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ. 本体事業費に関する予備費
- エ. 建中金利
- オ. フロントエンドフィー
- カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- キ. その他 1（融資非適格項目）
  - ① 用地補償等
  - ② 関税・税金
  - ③ 事業実施者の一般管理費
  - ④ 他機関建中金利
- ク. その他 2
  - ① 完成後の委託保守費
  - ② 初期運転資金
  - ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - ④ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者が提供するコスト計算支援システム（Excelファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

## 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

## 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。

## 6) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや当国政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

- ・ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### （8）調達計画の策定

策定した事業実施計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、施工計画や将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」に基づき提案する。

なお、トンネル建設事業に要する機材は本邦でも数量が限られており、新たに製作するには費用・期間がかかることが懸念される点に留意する。

##### 1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情

- ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）

##### 2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する発注者標準入札書類 等

##### 3) コンサルタントの選定方法

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

##### 4) 施工業者の選定方針

- ・ PQ条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

#### （9）事業実施体制の検討

##### 1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

##### 2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

##### 3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

##### 4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

##### 5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### （10）運営・維持管理体制の検討

##### 1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理



する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(11) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事实施に必要となる用地について、所有者、規模、位置、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土捨て場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地区ごとに移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(12) 環境社会配慮に係る調査（環境アセスメント報告書案、及び先住民族計画案の作成）<sup>3</sup>

当国政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリ

<sup>3</sup> 以下、(12) 環境社会配慮に係る調査、及び(13) 用地取得・住民移転計画案の作成において、環境社会配慮関連の業務内容の詳細を規定していますが、これら業務内容については、調査が一定程度進捗し、「東代替道路」の線形及びトンネルの位置が確定しなければ、その範囲も業務量も想定さえ困難です。このため、当初の契約締結に当たっては、(12) 及び(13) は業務内容に含まず（特記仕様書に規定せず）、その業務範囲や業務量について、発注者・受注者の間で協議することが可能になった時点で、契約変更を行い、業務に追加する（当該業務に係る契約金額を増額する）こととします。プロポーザルにおいては、(12) 及び(13) にかかる業務範囲や業務量の確定に必要な業務のみを提案してください。当初の契約にはその部分の業務のみを特記仕様書に規定し、当該業務に係る金額のみを契約金額に含めることとします。なお、(12) 及び(13) を実施するにあたっての「基本方針」については、重要な技術評価項目となるため、可能な範囲で、詳細かつ具体的な提案を行ってください。

ング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリーB案件報告書執筆要領」を参考にする。また、当国環境法令に基づきEIAの実施及び報告書の作成支援を行う。更に、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA環境社会配慮ガイドライン」の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

## 1) 環境社会配慮に係る主な調査項目

- ア) 事業対象地域の環境・社会状況（土地利用、自然環境、考古学的・歴史的・文化的に固有の価値を有する地域状況、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等<sup>4</sup>
  - ・「JICA環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
  - ・関係機関の役割
- ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにする）の実施
- エ) 影響の予測・評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- オ) 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討
- カ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成
- キ) 予算、財源、実施体制の明確化
- ク) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

## 2) 先住民族配慮に係る主な調査と計画の策定

「JICA環境社会配慮ガイドライン」、並びにフィリピン、または事業対象地域にて定められている関連法令等を踏まえて、先住民族配慮の具体的な手続きを確認し、実施機関、及び発注者で必要な調査や対応について整理する。

本事業は、「JICA環境社会配慮ガイドライン」における、先住民族のための対策を要するプロジェクトに該当する可能性が高く、先方政府による先住民族計画（IPP: Indigenous Peoples Plan）案の作成が必要となることが想定される。上記プロジェクトに該当する場合は、環境社会配慮助言委員会に「先住民族計画案作成方針」及び「先住民族計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。なお、先住民族計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Bに記載ある以下ア）～ク）の内容が含まれる必要がある。

### ア) 社会アセスメントの結果

社会アセスメントを実施し、以下の①～⑤を明らかにする。

- ① 先住民族に関する現地法制度、組織体制
- ② 事業地域の概要
- ③ 対象先住民族に関する基本情報収集（人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等）
- ④ ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法（当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も

<sup>4</sup> JICA環境ガイドライン上、環境カテゴリーがB、CもしくはFIであり、相手国法によりEIAの承認が義務付けられている事業について、発注者が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

適切と考えられる協議方法を提案する)

- ⑤ プロジェクトの影響（負の影響のみではなく、正の影響も含む）及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

イ) コミュニティとの協議の要約

プロジェクト形成の早期の段階で、影響を受ける先住民族コミュニティと自由かつ十分な情報を提供した上で協議を行い、その協議の内容を要約する（世界銀行セーフガードポリシーOP 4.10 AnnexA）。協議では、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われることに留意する。また、協議を実施する際は、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議となるよう文化的に適切な手法で開催されることが必要であるため、住民協議実施方法を工夫し（女性や老人が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援するNGO等の雇用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等）、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成を行うNGO等のみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の2段階の協議が行われることが望ましい。

ウ) コミュニティとの協議実施枠組み

プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議を確保するための枠組み（世界銀行セーフガードポリシーOP4.10の第10項を参照）。

エ) 先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプラン

プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策を定めたアクションプランを策定する。アクションプランの策定には、先住地域における持続的開発保護計画等を踏まえ、必要に応じて同計画の関係者に説明・助言を行う。

オ) 潜在的な負の影響の回避、緩和、代償するためのアクションプラン

先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策を定めた適切なアクションプラン策定する。

カ) IPPの費用見積り及び資金調達計画

キ) 苦情処理手続き

プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、当該プロジェクトに適切で利用しやすい手続き。苦情処理手続きの計画立案に際して、借入人は、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮する。

ク) モニタリング

先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズム及び基準。モニタリング及び評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分に情報を提供した上での協議が含まれている必要がある。

なお、先住民族計画を策定する際には、先行調査による報告書結果を踏まえ、上記のアクションプランは、概算費用、資金調達計画などについて、事前に発注者及び関係機関と十分に協議し、承諾を得た上で、手続きを進める。また、アクション

プランは住民との合意を基に決定されるが、事前調査によるとアクセス道路等の要望が寄せられており、本事業において実施することが想定される。このため、実施にかかるフィービリティスタディ、及び概略設計を行うとともに、フィリピン国内で定められている実施に必要な手続き、承認の取付を支援する。

### (13) 用地取得・住民移転計画案の作成

「JICA環境社会配慮ガイドライン」、世界銀行セーフガードポリシー及びDPWHの住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容及び以下1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ-B案件報告書執筆要領」に基づくこととする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。「JICA環境社会配慮ガイドライン」と乖離がある場合、その解決策を提案する。なお、本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

#### 1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係るフィリピンの法制度と「JICA環境社会配慮ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

#### 2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得、経済的移転を含む住民移転、樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

#### 3) 社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- ①人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- ②財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- ③家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧

困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

本業務については現地再委託にて実施することを認める。

#### 4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- ①損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む）を特定する。
- ②土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- ③損失のタイプ、損失の程度、受給資格者、受給内容、その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- ④世界銀行セーフガードポリシーOP 4.12 で定義される完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合には、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- ⑤移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

#### 5) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。移転地の選定にあたっては、実施機関は地方自治体と共同で行うことで、住民に利便性の高い移転先を見つけることが出来るとの先行事例の教訓があるため、これに関しても十分に配慮して、検討を行う。

#### 6) 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

#### 7) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。また、必要に応じ、当該機関の能力強化策を検討する。基本的には整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道等のメンテナンスの責任を持って行うよう実施機関、自治体への承諾を得る。

#### 8) 実施スケジュールの検討

補償金や転居に必要な支援（引越し手当等）を提供し終え、②移転先地のインフ

ラ整備や社会サービス（医療、教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

#### 9) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討する。

#### 10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ①実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ②独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ③住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

#### 11) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費に含むこととする。

#### (14) 本事業の評価

本事業の評価に当たっては、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR、FIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①年平均日交通量（PCU/日）、②旅客数（人/日）③貨物量（トン/日）、④所要時間（分）⑤当該区間の平均旅行速度（km/時）⑥車両走行費の節減等を想定しているが、上記項目以外にも、災害等による現道寸断時の経済的影響を測るためにRegion IIにおける農業出荷量などに関する情報の収集や、本事業受注企業以外への日本/日本企業への裨益効果についても検討する。

#### (15) 気候変動緩和策としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業は、バイパス道路整備により交通渋滞が緩和されることで温室効果ガス排出が削減される場合、気候変動対策（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（緩和策）」（3. 鉄道等・旅客（モーダルシフト））などを参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

#### (16) 有識者からの意見聴取

本調査業務で発注者が外部有識者等の助言・意見を聴取するためにアドバイザー委員会を設置する場合、受注者は資料の作成や現地踏査への案内等の便宜をはかることとする。

#### (17) 本邦企業説明会

本事業に関する本邦企業説明会(2回予定)の開催に当たって、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承諾を得る。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務(案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等)や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、発注者の施設を利用する。

#### (18) トンネル等の技術紹介に係る現地セミナー及び本邦招聘の企画・実施

トンネル建設・保守管理等にかかる我が国の技術紹介等を目的として現地セミナー(1日×2回、50人程度の参加を想定)および本邦招聘(1週間程度×1回、参加者5名を上限)を企画・実施する。なお、セミナーでは、トンネル事業の地盤条件の不確実性から設計変更が多く発生するという契約管理上の特性があるため、これについては具体的な事例を提示して十分に説明すること<sup>5</sup>。

経費の取扱いについては「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン」を参照し、当該契約には受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務のみを含むものとする。

#### (19) 3次元モデルを用いたCIMデータの活用

本調査については、3次元モデルを用いたCIMデータを活用して調査を行うことを想定している。自然条件調査、B/D、事業実施計画の策定などCIMが有効に活用できる全ての検討項目に適用する。なお、適用の範囲については、プロポーザルで提案する。

#### (20) インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートの作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承諾を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容を在フィリピン共和国日本国大使館及び発注者フィリピン事務所に説明を行う。また、フィリピン国関係機関等に対し内容を説明し、協議・確認する。
- 3) インテリム・レポートの提出時期は現地調査の終了時、再委託調査の終了時を想定するが、各1回の提出を前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

### 第7条 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、概要を和文5部・英文10部、レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。なお、本契約における最終成果品は、5)

<sup>5</sup> 受注者は、本邦招聘のテーマを初期案としてプロポーザルにて提案ください。また、業務量と直接経費については第3章の指示に従って計上してください。



準備調査報告書及び6) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、概略設計と最適線形の検討結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：2020年2月10日（調査開始5か月以内を目処）

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2020年5月10日（調査開始8か月以内を目処）

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2020年8月19日（調査開始後12か月以内を目処）

部数：和文10部、英文15部、CD-R 3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部数：CD-R 3部

(2) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に速やかに提出する。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合は発注者在外事務所長も含む）に速やかに提出する。

（3）成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：山岳道路トンネルに係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／道路・交通計画
- 道路計画・設計 I
- トンネル計画・設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

##### 【業務主任者（業務主任者／道路・交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：山岳道路トンネルまたは道路事業に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

##### 【業務従事者：担当分野 道路計画・設計 I】

- a) 類似業務経験の分野：道路に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他全途上国

- c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 トンネル計画・設計】
- a) 類似業務経験の分野：山岳道路トンネルに係る各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
  - c) 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2019年9月中旬より業務を開始し、2020年2月10日までにインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2020年5月10日までに準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）、2020年8月19日までに準備調査報告書（ファイナル・レポート）を作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 42 人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

1. 業務主任者／道路・交通計画（2号）
2. 道路計画・設計Ⅰ（3号）
3. 道路計画・設計Ⅱ
4. トンネル計画・設計（3号）
5. トンネル施設設備設計
6. 橋梁計画・設計
7. 交通量調査/交通需要予測
8. 自然条件調査（気象調査、自然災害調査、水理・水文調査）
9. 自然条件調査（地形測量）
10. 自然条件調査（地質調査）
11. 自然環境
12. 社会環境（先住民族計画）
13. 社会環境（住民移転）
14. 調達／施工計画／積算
15. 経済財務分析
16. 運営・維持管理
17. 業務調整／招聘

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- ・ 気象調査
- ・ 自然災害調査
- ・ 水理・水文調査
- ・ 地形測量（基準点測量、水準測量、トラバース測量、航空測量（航空レーザ測量）、河川測量）

- ・地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験、弾性波探査）
- ・環境社会配慮
  - － 社会経済調査
  - － 住民移転計画
  - － 先住民族計画
  - － ジェンダーへの配慮
  - － 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする<sup>67</sup>。

### 3. 業務従事者の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当

<sup>6</sup> プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。

<sup>7</sup> 気象調査、自然災害調査及び水理・水文調査は、特殊傭人費として計上される方法の柔軟性が高い場合もあるため、再委託ではなく、特殊傭人費としての計上も認めます。

該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。

- 1) 国内研修費<sup>8</sup>： 500千円
  - 本邦招聘（1週間程度×1回、参加者5名を上限） 500千円
- 2) 現地再委託費（再委託費）： 75,000千円
  - 気象調査／自然災害調査／水理・水文調査 5,000千円
  - 地形測量 15,000千円
  - 地質調査 50,000千円
  - 交通量調査及び将来交通需要予測 5,000千円

注) 気象、自然災害、水理・水文調査（データ収集）については、現地再委託経費ではなく、特殊傭人費として支出することも認めます。

- (4) 第6条 業務の内容 (12) 環境社会配慮に係る調査、及び(13) 用地取得・住民移転計画案の策定にかかる経費（報酬及び直接経費）については、見積書とは別に見積金額を参考提示してください。特記仕様書案の脚注3の通り、変更契約を行い業務に追加する際の参考とさせていただきます。見積金額の提示に当たっては、当該金額積算の前提条件（例：調査対象先住民族の世帯数を100世帯とする、等）をできる限り具体的に提示するとともに、金額の内訳についてもできる限り詳細に提示して下さい。

<sup>8</sup> 被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）や研修監理員/同行案内人に係る経費については、JICAが負担しますので、契約金額に含める必要はありません。詳細は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」をご参照ください。

(5) 以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。

1) 本邦招へいにかかる実施業務：0.7人月

(6) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(7) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇄マニラ（日本航空／全日空／フィリピン航空）

## 6. その他留意事項

(1) 業務評定の試行実施

本業務においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について（平成23年3月28日付国官技第360号）」に準じた業務成績評定（テクリス）を試行します。試行であるため評定結果は受注者に通知しません。また、受注者にテクリスへの登録を求めるものではありません。

なお、発注者のコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施します。

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html))

## 7. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 平成26年度「道路分野の山岳トンネル海外プロジェクトの発掘・形成調査業務」〈国土交通省〉
- 平成23年度円借款案件形成等調査「フィリピン・ダルトンパスバイパス道路事業調査」〈経済産業省〉
- 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）「カテゴリ-B 案件報告書執筆要領」〈国際協力機構〉

(2) 貸与資料（ハードコピーの個別配布）

本業務に関する以下の資料をJICA東南アジア・大洋州部東南アジア第五課（TEL:03-5226-8974）にて貸与します。

- 「Survey on Safeguard Consideration on Dalton Pass East Alignment Alternative Road Project」November,2017 〈Japan International Cooperation Agency〉
- 「Data Collection Survey on the Proposed Social Development Programs (SDPs) for Dalton Pass East Alignment Alternative Road Project」January,2019 〈Japan International Cooperation Agency〉

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

| 評価項目                               | 配点      |          |
|------------------------------------|---------|----------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>     | (10.00) |          |
| (1) 類似業務の経験                        | 6.00    |          |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等                | 4.00    |          |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>                 | (40.00) |          |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性                  | 16.00   |          |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等               | 18.00   |          |
| (3) 要員計画等の妥当性                      | 6.00    |          |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制）               |         |          |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>            | (50.00) |          |
| <b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b> | (26.00) |          |
|                                    | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／道路・交通計画       | (26.00) | (11.00)  |
| ア) 類似業務の経験                         | 10.00   | 4.00     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験                | 3.00    | 1.00     |
| ウ) 語学力                             | 4.00    | 2.00     |
| エ) 業務主任者等としての経験                    | 5.00    | 2.00     |
| オ) その他学位、資格等                       | 4.00    | 2.00     |
| ② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者             | ( - )   | (11.00)  |
| ア) 類似業務の経験                         | -       | 4.00     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験                | -       | 1.00     |
| ウ) 語学力                             | -       | 2.00     |
| エ) 業務主任者等としての経験                    | -       | 2.00     |
| オ) その他学位、資格等                       | -       | 2.00     |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション                 | -       | (4.00)   |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション              | -       | -        |
| イ) 業務管理体制                          | -       | 4.00     |
| <b>(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画・設計 I</b>  | (12.00) |          |
| ア) 類似業務の経験                         | 6.00    |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験                | 1.00    |          |
| ウ) 語学力                             | 2.00    |          |
| エ) その他学位、資格等                       | 3.00    |          |
| <b>(3) 業務従事者の経験・能力： トンネル計画・設計</b>  | (12.00) |          |
| ア) 類似業務の経験                         | 8.00    |          |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験                | -       |          |



|              |      |
|--------------|------|
| ウ) 語学力       | —    |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 |

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

|   |      |                                |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 案件名                            |
| 2 | 対象国名 | 国名（地域名）                        |
| 3 | 履行期間 | 2000年00月00日から<br>2000年00月00日まで |
| 4 | 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)      |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 東南アジア・大洋州部東南アジア第5課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約の分割）

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (2) 第○期 : 00年0月～00年0月
- (3) 第○期 : 00年0月～00年0月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款

の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

(契約の分割)

第5条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期：○○年○月～○○年○月  
(2) 第○期：○○年○月～○○年○月  
(3) 第○期：○○年○月～○○年○月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション】

(部分払)

第6条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第○次中間報告書の作成  
(中間成果品：第○次中間報告書)  
(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者  
東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-